

Title	国際平和回復政策の展開と日本
Author(s)	星野, 俊也
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/44447
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

氏名	ほし の 野 とし 俊 や
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学位記番号	第 17995 号
学位授与年月日	平成 15 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	国際平和回復政策の展開と日本
論文審査委員	(主査) 教授 黒澤 満
	(副査) 教授 村上 正直 助教授 Robert ELDRIDGE

論文内容の要旨

国際平和回復政策とは、冷戦後世界で頻発する局地的な武力紛争とそれに伴う人道危機に関し、事態の予防から対処、復興までのシーケンスのなかで、国際社会の諸主体（国家、国際機関、市民社会など）が平和の回復を目的に単独ないし共同で実施する諸活動の総体として本稿で定式化された政策枠組みである。この政策領域には国連や米国のいう「平和活動」やカナダの「平和支援活動」、日本の「国際平和協力活動」などが含まれる。本稿は、本政策枠組みを用い、理論と政策実行の両面の研究から「平和回復」に向けた国際主体の効果的でシームレスな活動を推進するための諸条件を導き出すことを目的とする。

本稿では、国際政治理論による国際平和回復政策の位置付けを議論した後、冷戦後の政策の史的展開と事例研究（特に米国の政策の展開に着目する）、日本の国際政策における国際平和協力政策の展開等をそれぞれ概観し、平和回復の処方箋となりうるアプローチを提示する。その際、新しい国際平和回復政策の指導原理として従来の「集団的（国家）安全保障」に加え、新たに「集団的人間安全保障」概念の制度化の必要性を強調する。

第 1 章では、国際政治理論の主要な三つのアプローチ（リアリズム、リベラル制度主義、コンストラクティビズム）を用い、主体が国際平和回復政策を選択する（あるいはしない）誘因を、力（パワー）、利益、正統性の角度から説明する。紛争が国家間のものから国内のそれに比重が大きくなった冷戦後の人道危機に対して国際平和回復政策をとる場合、伝統的な「内政不干涉」原則との軋轢が存在するが、本章では政策の実施の前提となる国際介入と不介入の選択における「保護」の視点の重要性を説き、あわせて、国際平和回復政策の具体的メニュー（紛争予防、平和創造、平和強制、平和維持、平和構築）を提示する。

第 2 章から第 4 章では、冷戦後における国際平和回復政策の史的展開と人道危機への対応に内在するジレンマ — 特に、人道危機に対応する道義的衝動（道義性）と国際法的根拠（合法性）と政治的意思（正統性）の間のジレンマ — について検討する。その際、複数の事例（湾岸戦争、ソマリア危機、コソボ紛争、ルワンダ内戦、東ティモール危機、9・11 テロ事件等）を比較検討させ、人道危機に対する国際社会のシームレスな対応の成否のなかから教訓を導きだし、あわせて、道義性と合法性と正統性のジレンマの解消に向けた国際社会での「共通の言葉（認識）」づくりの外交工作の意義を再確認する。

第 5 章と第 6 章では、日本の国際平和回復政策を構成する国連政策、国際平和協力政策、人間の安全保障政策の展開と今後の展望を議論する。その際、国際社会において日本が比較優位をもつ分野として、国連暫定統治の文民部門、復興支援、平和構築分野に着目し、より能動的な政策の実施に向けた人材育成プログラムを提唱する。

最後の第7章で、国際社会の諸主体の共同作業としての国際平和回復政策の効果的かつシームレスな実施に向けた諸条件を検討する。特に、予防行動の重点化、介入行動における目的と手段の正統性の確保、紛争当事国のガバナンス（内発的民主化の推進）と国際主体のガバナンス（自己管理と腐敗防止）の強化、人間「保護」と「エンパワーメント」の理念の共有等を指摘し、新たに「集団的人間安全保障」概念の国際的な制度化の有用性を提言する。

論文審査の結果の要旨

本論文の目的は、第1に、今日の世界で多発する局地的武力紛争とそれに伴う人道危機に、国際社会が対応する際の枠組みとして、「国際平和回復政策」を定式化し、国際社会の対応を理論的かつ実証的に分析すること、第2に、日本に関して、国際平和回復政策である国際平和協力政策と人間の安全保障政策の展開を検討し、日本として取り得る政策の幅を考察すること、第3に、以上の分析に基づき、国際社会の多様な主体が国際平和回復政策を実施する際の行動規範をまとめ、日本の果たすべき役割を提言することである。

第1章では、国際平和回復政策を定義し、それを国際政治理論から説明し、紛争予防、平和創造、平和維持、平和強制、平和構築にわたる国際的介入の範囲を検討する。

第2章では、この政策の中でも軍事的強制行動を伴う可能性のある平和強制につき、活動の合法性、正当性、道義性の担保の重要性を指摘する。

第3章では、国連安保理の授權なしに武力が行使されたコソボ問題を分析し、道義性は主張できても合法性はなく、正統性の高い和平案の作成という外交の意義を再評価する。

第4章では、東ティモール危機への対応が検討され、予防段階での失敗の教訓、強制力を伴いながら同意を前提とした多国籍軍派遣の意義、暫定統治の有効性などが検討される。

第5章では、日本の国際平和協力業務の展開が分析され、国連憲章、日本国憲法、日米安全保障条約の精神と重なり合う範囲での日本の行動の可能性を検討する。

第6章では、日本の人間の安全保障政策を検討し、今後のアプローチへの鍵として「集団的人間安全保障」を提唱し、人道危機の予防、停止、再発防止で具体的措置を提言する。

第7章では、国際平和回復政策の行動規範として、全体として連続体としてとらえること、平和維持および平和強制を警察行動と認識すること、国連事務総長の地位と役割を尊重すること、多国間主義を尊重すること、情報の収集と共有を効果的に行うこと、その規範の基礎として集団的人間安全保障概念を導入することを主張する。

本論文は、冷戦後の国際社会において頻発する人道危機に対して、国際社会はいかに対応すべきかという、現代の国際社会において最も緊急かつ重要な問題を、理論的かつ実証的に検討するもので、その際の鍵となる分析枠組みとして「国際平和回復政策」という新たな概念を構築し、これまでの個別的な分析ではなく、全体を1つの流れとして捉えるものであり、この点で本論文はこの分野における研究へのきわめて大きな貢献であると考えられる。日本のこの分野における活動の詳細な分析とともに、進むべき方向として集団的人間安全保障の概念の下にさまざまな有益な提言が行われていることも高く評価できる。

したがって、本論文は博士（国際公共政策）を授与するに十分値するものと判断する。